

築上町後援等承認事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、築上町（以下「町」という。）が、公共機関及び各種団体等の主催する事業を後援又は共催（以下「後援等」という。）をする基準及び手続について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 後援 事業の趣旨に賛同し、奨励する意思を示すために名義の使用を認めることをいう。

(2) 共催 事業の趣旨に賛同し、企画運営に参加することをいう。

(名義の表示)

第3条 この要綱に基づき、町が後援等を行う場合の名義の表示は、「築上町」とする。

(承認の基準)

第4条 後援等を行うことができる事業は、事業の目的及び内容が、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(2) 営利又は商業宣伝を目的とするもの

(3) 政治的又は宗教的中立性を侵すおそれのあるもの

(4) 世論の分かれる事象等において、特定の主義主張を推進することを目的とするもの

(5) 暴力団と関係のあるもの又はそのおそれのあるもの

(6) 同人的活動等で社会性の乏しいもの

(7) 実施計画等が完全ではなく、客観的にその実施の確実性が疑わしいもの

(8) 町の名誉を毀損し、又は信用を失墜するおそれのあるもの

(9) その他共催等を行うことが不適当であるもの

(承認の申請)

第5条 後援等の承認を受けようとする団体等は、後援等承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。ただし、町長がその必要がないと認めるときは、この限りではない。

(1) 事業の目的及びその計画を明らかにする書類(事業計画書、関係要項等)

(2) 事業に係る収支予算書(入場料等を徴収する場合に限る。)

(3) 団体組織について定めた書類(規約、会則等)

(4) 構成員がわかる書類(会員名簿等)

(5) その他町長が必要と認める書類

(承認の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、後援等の承認の可否を決定し、承認を決定した場合は後援等承認決定通知書（様式第2号）により、不承認を決定した場合は後援等不承認決定通知書（様式第3号）により、当該団体等に通知するものとする。

(承認の条件)

第7条 町長は、後援等の承認に際し、次に掲げる条件を付することができる。

- (1) 開設又は開催の場所について、公衆衛生及び安全配慮の措置が講じられていること。
- (2) 町は、後援をした事業に要する経費を負担しないこと。
- (3) 町は、後援をした事業及びこれに伴う行為から生じた損害等の賠償責任を負わないこと。
- (4) その他町長が特に必要と認めること。

(申請内容の変更等の届出)

第8条 後援等の承認を受けた団体等は、事業の内容等に変更が生じたとき、又は事業を中止するときは、後援等事業変更（中止）届（様式第4号）により、直ちに町長に届け出なければならない。

(承認の取消し)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、後援等の承認の決定を取り消すことができる。この場合において、当該取消しにより生じた損害については、町は一切その責任を負わないものとする。

- (1) 事業の内容等に虚偽があったとき。
- (2) 町の名誉を失墜させる行為があったとき。
- (3) 第4条各号のいずれかに該当したとき。

2 前項の取消しは、後援等承認取消通知書（様式第5号）により、当該団体等に通知するものとする。

(実施報告書の提出)

第10条 団体等は、後援等の承認を受けた事業が終了したときは、速やかに後援等事業実施報告書（様式第6号）に町長が求める書類を添えて町長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。